

平成26年第8回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年12月4日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年12月4日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸 子 君 |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君   |
| 5番 瀧 野 純 敏 君      | 7番 出 下 孝 君   |
| 8番 姫 宮 五 鈴 君      | 9番 折 出 直 幸 君 |
| 10番 大 田 直 樹 君     | 11番 中 雅 洋 君  |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 河本 和彦 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

- |      |        |                                           |
|------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                              |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                   |
| 日程第3 | 議案第59号 | 「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度坂町一般会計補正予算（第3号）」 |
| 日程第4 | 議案第60号 | 「坂町特定教育・保育施設及び特定地                         |

|       |        |                                                                         |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------|
|       |        | 域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」                                           |
| 日程第5  | 議案第61号 | 「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」                                  |
| 日程第6  | 議案第62号 | 「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」                               |
| 日程第7  | 議案第63号 | 「坂町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について」                                 |
| 日程第8  | 議案第64号 | 「坂町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」 |
| 日程第9  | 議案第65号 | 「坂町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」                                                |
| 日程第10 | 議案第66号 | 「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」                                   |
| 日程第11 | 議案第67号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                                                  |
| 日程第12 | 発議第3号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」                                         |
| 日程第13 | 議案第68号 | 「坂町国民健康保険条例の一部改正について」                                                   |
| 日程第14 | 議案第69号 | 「坂町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」                                                 |
| 日程第15 | 議案第70号 | 「平成26年度坂町一般会計補正予算                                                       |

(第4号)」

日程第16 議案第71号

「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第17 選挙第1号

「坂町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙について」

追 加 日 程

日程第1 発議第4号

「坂町議会議員定数条例の一部改正について」

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長(川本英輔議員) 議員各位におかれましては、町民の負託に応えるよう、活発にして円滑な議事が進められるよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成26年第8回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時04分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から発言を求められておりますので、発言を許します。  
吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成26年第8回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、年末の何かと御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、13件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会の報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

総合計画調査特別委員会報告をさせていただきます。

平成26年11月5日から11月6日にかけて、議員10名、町長、職員5名で埼玉県和光市、東松山市、東京都日の出町を視察いたしました。

視察の目的は、和光市では介護予防事業の取り組みについて、東松山市ではウォーキングのまちづくりについて、日の出町では町独自の福祉施策についての視察でした。

所感といたしましては、3市町ともそれぞれの分野で最先端をいっていると感じました。

和光市では、PDCAサイクルからSPDCAサイクルへの転換で、介護施設に頼るのではなく、可能な限り在宅介護へシフトする意識がうかがえました。

東松山市では、海外を含めて3日間で約10万人が参加するスケールの大きいウォーキング大会を実施している。ただ単に歩くだけでなく、歩く人と歩かない人では医療費に差が出ており、確実に健康になっていることを数値で分析しているなど、和光市と同様に医療費の削減を目標にしていることがうかがえました。

日の出町では、日本一お年寄りに優しいまちづくり宣言を基本に、高齢者医療助成、75歳の人間ドック受診料無料制度、次世代育成クーポン、出生率向上に対する施策など、思い切った財政出動で福祉のまちづくりを進めておられました。

最後に、今回の視察で得た知識を坂町に合うかどうかを照らし合わせて、今後に役立てていきたいと思っております。

次に、第58回町村議会議長全国大会が平成26年11月12日、東京NHKホールで開催され、出席いたしました。

決議では、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、真の分権型社会の実現に関する特別決議、道州制の導入に断固反対する特別決議、町村税財源の充実強化に関する特別決議、地方創生と人口減少克服に関する特別決議の5項目が提案され、これを満場一致で決定しました。

大会終了後、東京大学名誉教授の大森 彌先生による「日本の将来、農山村と都市の共生」と題しての特別講演がありました。

以上で報告を終わりますが、関係資料につきましては事務局に保管してあります。

次に、中下 伸議員の議員辞職について報告をいたします。

体調不良を理由に辞職願が提出されました。その時点では体調が回復するかもわからないということで保留といたしておりましたが、先日、病院で本人と面談したところ、体調が思わしくないことで、再度、辞職をしたいとの願いがあり、辞職願を受理いたしましたので報告いたします。

中下議員におかれましては、3期11年もの間、総務厚生副委員長を初め、監査委員として坂町の発展のため御尽力をいただきました。最近では体調がすぐれず、約4カ月間入院されておられました。このたびの辞職は我々同志として非常に残念な思いでいっぱいです。今後は病気を一日も早く治していただき、元気な姿を見ることを願い、報告とさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

出下総務厚生委員長。

○7番（出下 孝議員） 総務厚生委員会の活動報告をいたします。

9月定例会で議員提案政策として、議員政治倫理条例の素案づくりに取り組むことを報告いたしましたが、その後の活動状況を報告いたします。

現在、10条から構成される議員政治倫理条例素案づくりの作業に取り組んでおりまして、2月末日までの作成を目指し、以降、4回の検討日程を組み、活動しておりますのでございます。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 3 監査委員報告を行います。

中監査委員。

○11番（中 雅洋議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2名で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成26年9月分を9月22日、平成26年10月分を10月21日、平成26年11月分を11月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第2項に基づく定例監査を平成26年11月10日から11月28日まで実施し、平成26年4月1日から9月30日までの一般会計並びに各特別会計予算の執行状況について審査いたしました。

監査の結果につきましては、12月17日、町長及び議長に定例監査報告書を提出する予定といたしております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告 1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る11月19日、NHKホールにおいて、来賓として内閣総理大臣、総務大臣、地方創生担当大臣及び衆参両院議員をお迎えし、全国町村長大会が盛大に開催され、私が出席をいたしました。

大会では、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること、地方分権改革を強力に推進すること、道州制は導入しないこと、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること、田園回帰の環境を充実させるとともに農山漁村の振興を図ること、都市と農山漁村の共生社

会を実現すること、T P P交渉に当たっては国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すること、領土、外交問題に毅然とした姿勢で臨むことを全会一致で決議をし、大会終了後、国会議員に対して行政活動を行いました。

なお、決議、特別決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

次に、10月下旬から11月下旬にかけて、東京都におきまして各種事業の促進全国大会等が開催され、私が出席をいたしました。

大会は10月23日、中国地区港湾協議会、経済と暮らしを支える港湾づくり全国大会、11月18日、中国地方道路整備促進総決起大会、全国治水砂防促進大会、広島県町長会議、11月20日、水産業振興漁村活性化推進大会、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会、国保制度改善強化全国大会、11月21日、都市基盤整備事業推進大会、11月26日、治水事業促進全国大会、11月27日、災害復旧促進全国大会及び安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、それぞれの課題に基づいた大会決議等が採択され、大会終了後に国会議員、関係省庁に要望をいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの5日間に決定しました。

日程第3 議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。



吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第59号「専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

御承知のとおり、11月21日、衆議院が解散され、12月14日の投開票となりました。このため、平成26年度坂町一般会計補正予算（第3号）を編成をいたしました。直ちに当該選挙の執行手続を行う必要があり、議会を開く時間的余裕がなかったため専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告し、承認を求めるものでございます。

予算内容につきましては、選挙執行経費を計上をいたしましたもので、規定の予算総額に738万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億4,133万3千円といたすものでございます。

まず、9ページの歳入で、県委託金では、選挙費委託金738万円を計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、総務費の衆議院議員選挙費では、必要執行経費をそれぞれ計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 確認なんですけど、7ページの総括の分で、歳入の部分で、県支出金という形の項目になつとるんで、この経費はだから県いうんか、国いうんかが負担してくれる形のものなんですよね。確認です。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えいたします。

議員さんお見込みのとおり、全額国からの経費で、県を通じて経費が支給されるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて(平成26年度坂町一般会計補正予算(第3号))」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第60号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第5 議案第61号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第6 議案第62号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第60号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第61号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第62号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて」の三つの条例案につきましては関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立をし、子ども・子育て支援の新たな制度が創設をされました。

新たな制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設事業者は運営基準等を満たしていることを市町村が確認し、給付の対象事業者として認定することとなっております。このため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされたことに伴い、今回、提出をいたしました三つの条例を上程をいたすものでございます。

まず、議案第60号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、新制度では県の認可を受けた保育所・園から運営費等の補助金申請が提出をされた場合、会計処理や情報公開などの基準を満たし、運営費等の給付対象施設として適格かどうかを町が確認し支給することとされたため、判断するための基準を条例で定めるものでございます。

次に、議案第61号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、この事業は、現在、坂町内に該当施設はございません。しかしながら、新制度では新たに小規模保育事業、事業所内保育等の設置希望が提出された場合、町が認可することとなっており、認可するための人員の配置や面積など、施設事業に必要な基準を、また、認可後の会計処理や情報公開などの基準を満たし、運営費等の給付対象施設として適格かどうかを町が確認するために判断基準を条例で定めるものでございます。

次に、議案第62号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、放課後児童健全育成事業につきましては、坂町では留守家庭児童会として実施をいたしてございまして、労働等により、放課後、保護者が家庭にいない児童の健全育成を目的とし、生活指導を行うため実施をしておりますが、今回、児童福祉法の改正により、留守家庭児童会を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障するために基準を設けるものでござ

ございます。

なお、三つの条例案ともに施行期日につきましては、法律の施行の日から施行することといたしております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 61号の件で、坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、今まで町では該当はないとおっしゃいましたが、新制度の事業内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） このたび制定されます坂町家庭的保育事業の内容でございますが、これにつきましては、国が定めております児童福祉法において位置づけられている認可保育所とは法令上の位置づけが異なり、さまざまな場所で展開される事業でございます。

その事業におきましては四つあります。

四つは家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つで、家庭的保育は、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するもので、家庭的保育者の居宅等で実施を行います。

二つ目の小規模保育は、比較的小規模で、先ほどの家庭的保育と同じような形態なんです。人数が6人から19人までで、その施設には多様なスペースで実施が可能となっております。

三つ目の居宅訪問型保育につきましては、住みなれた保育をされる子供のおうちにおいて1対1で実施されるものでございます。

また、事業所内保育につきましては、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立を支援するもので、さまざまな場所で行われるものでございます。ということで、最初の議員の質問で、今、町内にはその四つの施設というのはないという形になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 議案第62号の坂町の放課後児童の件についてなんですけども、ここによると、対象児童は小学6年生までということと、定員はおおむね40人以下というような形になっとるんですけども、坂町の場合は、現在、3年生までというようなことになってますよね。ここら辺の、将来的に、例えば6年生までするのかどうかとか、それから定員の問題についてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

現在、留守家庭児童会につきましては、坂町のみならず、どこも3年生までが、今、対象となっております。それを6年生までの法改正ということで条例で定めるということになりますが、実際、場所と定員にはやはり限りがございます。坂では一応定員60と40の2クラス、横浜も60と40の2クラス、小屋浦は30の1クラスということで運営しておりますが、4年から6年までの児童さんが、実際、留守家庭に入会するというニーズも当然調査をしていかなければならないのが一つと、それで、それに基づいて、ニーズに合わせて児童の定員を変更するかどうかは、そういうニーズの調査によってやっていかないといけない。それと場所の問題。当然、現時点では、児童さんは今がピークというふうに把握はしておりますが、今後、どういう情勢になるかもわからないということがございますので、それらのニーズ及び場所等も考えながら、定員等もそれに合わせて変更なり、場所等も、今後、調査して、手のかかるこういう事業を必要とする子供らが待機が出ないように努めてまいりたいと思います。

実際の施行日につきまして、一応、定員と6年までの施行につきましては、5年の経過措置が認められております。ただし、国が当初考えておりましたのは消費税を財源に充てるということになりますが、それが先送りされましたので、今現在、国のほうで財源の確保ということで、施行日自体は当初の予定どおり27年4月1日になるか、もっと先に、当然、消費税の増税に合わせて伸びていくかということがまだ確定してないと、はっきりしてないという現状がございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 放課後児童健全育成事業の関連でお聞きします。

1クラス当たりの放課後児童支援員の人数と、資格要件についての説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） 現在、指導員につきましては、坂が6名、横浜が5名、小屋浦が2名という体制で行っております。

それぞれ1クラス2名以上ということでございますが、一応、資格要件につきましては、保育士もしくは大学を卒業された教員免許等、それかもしくは2年以上継続してこの事業に携わって現在している方ということで、これらの支援員になるための研修を受ける前段階の要件につきましては、現在、既に坂にお勤めいただいている指導員は全てクリアしているという状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 議案第60号の、新聞等で広島市とか待機児童の問題が取りざたされるわけでございますけど、坂町の場合の今の現況をお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 坂町においては、3歳未満に関しては、今、調整をしているものでございます。調整というのは、現在、坂町内に四つ保育所がございますが、受け入れの希望が1歳とか2歳、お母さんが職場に復帰をされる時期が非常に多い子供たちが入所をされる場合が多いです。

そのときに、いつから入りたいかという形で、保護者から要望をお聞きするんですが、そのために、今、予約をして、3カ月後に復帰をしたいので、3カ月後にお願いをしたいということで申し込みをされた場合に、3カ月かけて保育士の確保とか、その保育所に受け入れができるかどうかの確認等で調整をしている状態で、今のところは待機児童もなく、全員受け入れ態勢は整っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 3歳未満、乳幼児とか、親御さんが急きょ入れてはいないんですけど、急遽、親の介護をするとか、病院へ付き添いで、乳幼児を院内感染怖いから預けたいとかいうようなときもあろうかと思えます。そういったときの坂町の体制はいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 坂町の場合、お母さんが子供さんを出産される場合が非常に、今、多くございまして、その場合の受け入れに関しましては、認可保育所の場合、

その町に住所がないといけないという要件が必要になりますので、子供さんの住所を移していただくことによって、町の保育所で保育をするという体制を整えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） それはよそから帰ったとき。ですから坂町に住所があれば、何日ぐらいまで、それは受け入れが、そういうふうなのが順次長引くことがありますね。そういったときに、期限がどういうふうになっているんですか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 保育所の保育要件、入所要件に関しましては、保育に欠けるという形が前提となっておりますことから、一応、今、看護と議員さんおっしゃったんですが、そういう形で延びれば、それだけやはり保育に欠けるという状況には変わりありませんので、引き続き、保育に欠けない状況になるまでは預かるという体制を整えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 続いて、議案第62号の放課後、こちら、今、ほかの議員さんも聞かれておりましたけど、今、3年生まで。そして3年生まで言われた中で、答弁の中で、今、ピークだというふうに河本課長がおっしゃいました。それが6年生まであれしたときに、ふえる可能性ももちろんあります。そこで、さっきと同じように待機みたいなのはあるんでしょうか。皆、入れとる状態でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

年度当初はやはり登録者数が一番多い、年度年度で毎年そういう状況ではございますが、辛うじて、ぎりぎりではございますが、坂の場合が一番定員に近い数字ということで、一時的には100とかいうことで、当然定員を超えますと、1人とかいうのは少し待っていただく機会というのは、暫定的ではありますが、通してみると、長期間待たせずに、退会される方もおりますので、待機児童は現在のところいないという状況で推移しております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 今、聞くのに、調整をしてから何か待機ゼロというような感

覚を受けたんですけど、それらはオーバーしたときにふやすどうこうの余地はあるんでしょうか、そういったのはもうふやせないとか、そういうふうな状況なんですか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） 答えいたします。

現時点で、来年度の申し込み希望というのをとっております。坂が、現在、定員100名に対して88名、横浜が定員100名に対して75名、小屋浦が30名で18名の、来年、希望されるという申し込みの分をされております。これが新年度に入って受け付け実際されてどうなるかということでございますが、坂は定員まあ場所的に一番、坂の場合は、60名、40名の2クラスが現在あります。その中で、定員を見直すということは、その実際の状況、現時点の申し込みからどれくらいふえるかということで、それについては、またその状況が定員をはるかに超えて実際の申し込みが多くなれば検討ということになりますが、やはり場所的には限られております。その面積的なものもありますので、そこら辺も勘案しながら、定員については見直しをしていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 定員等のことについて一言。

現在の定員については、坂、横浜100名、小屋浦30名、それから、今、収容しとる児童ですが、八十数名とか七十数名とかでございます。

将来的にこの法律が施行されまして、当分の間、今の留守家庭児童会のままでよろしいですよというものがついております。これにつきましては、坂町では今現在の面積要件なんかが入っておりますけれども、こういう面積要件等はもうクリアした状態での留守家庭児童会を、今、運営いたしております。他市町におきましては、面積要件等を見視したような収容人員をされておるところもございます。

今後、また当分の間ということでございますけれども、児童の推移、それから留守家庭児童会に入会希望とか、現在、坂町では他市町と比べて加入率が随分高うございます。他市町が十数%か20%という率なんですけど、うちのほうが物すごく倍ぐらい多い状態が続いております。ただ、来年度の入会希望につきましては、若干パーセンテージが落ちておりますので、今の3年生までの留守家庭児童会ですと、定員に達することはまずないと考えております。



ですから、今後、国の動向を、補助金等、それから今の他市町の状況などを勘案しながら、それから保護者のニーズ等をよく考えてこれから検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） それは、今までの3年生までの定員だと思うんですけど、今度、6年生までになると、今、ピークだ言われておるのが、恐らく6年生まで引き上げになったときには、すぐにでも超えるんじゃないかというふうに懸念しておるんですが、そこらあたりはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 議員さんおっしゃるように、児童の数の推移というのが非常に関係してくるわけでございますけれども、空き教室、こちらのほうも考えながら、施設がさらに必要になってくるのかどうかというようなことも検討してまいる必要があるとは思っております。

たちまち今の3年生までについては大丈夫だろうというふうな見込みでございますが、6年生までということを考えていくときには、そういったことも検討していかなければならないと思っております。今後の推移も十分見守りながらということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 同じく、今の留守家庭の条例の件なんですけど、もう一点、職員のほうとかそういった世界はあったんですが、設備の基準というのが、この省令のとおりということになると、おおむね1.65平方、一人当たりの専用区画。これ、現在、坂、横浜、小屋浦でどれぐらいの専用区画で回っておるのか、その辺をちょっと参考に教えていただきたいんですが、数字的なものを言えますか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

正確な数字的な専用区画の平米は、今、ちょっと持ち合わせておりません。

まず、坂につきましては、コミュニティホール坂の玄関入ってすぐの1階部分、それと廊下部分も含めた専用面積で1.65という確保をしております。それと2階の部屋で、それぞれ下が定員60の上が40分で、1.65以下ということでやってお

ります。

それと、横浜ふれあいセンターにつきましては、奥にあります部屋と、その隣の和室、それとで1.65ということを確認しております。小屋浦については十分一部屋で確保できる人数でございますので、それについてはしております。

今の分でいくと、施設が一応エリアを専用区画で仕切りなんかも使いながら、設備的というか、必要面積1.65については、それで確保できているという状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっとはっきりした数字がつかめてないということなんですけど、横浜ふれあいのところを私がちょっとのぞいた範囲では、すごく詰め込み的な感じで大丈夫なんかいのというようなイメージがあったんで、多分、入り口のところの部屋も含めた形で使われておるような感じになるんだろうと思うんですが、省令のとおりということなんで、その辺の数字はやっぱり、今後、しっかりちょっとこういう数字ですというのが出せるように、ちゃんと入っておりますよというふうに対応したほうがいいと思います。特に答弁があれば。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 専用区画の面積1.65平米ということでございますけれども、これ、広いか狭いかちょっといろいろございますけれども、坂町においては、3施設とも1.65平米以上、定員が100名、100名、30名に対する1.65平米は確保いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第60号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第60号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第61号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第61号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第62号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第62号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

す。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第63号「坂町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第63号「坂町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

昨年、交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準は厚生労働省令で定める基準を参酌して、各自治体が条例で定めることとされました。

このため、本町では厚生労働省令で定める基準に準じて、坂町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第63号「坂町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第64号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第64号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

昨年、公布をされました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援の事業の人員及び運営に係る基準等は厚生労働省令で定める基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされました。このため、本町では厚生労働省令で定める基準に準じて、坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 地域包括ケア、次のステップなのですが、これに関して、いわゆる介護予防事業者が大きいウエートを占めると思うんで、この条例、介護予防支援事業者の方がおるかどおかは別にして、その辺の将来の地域包括ケアシステムの中の位置づけ、どのように考えられておるかお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

地域包括ケアの中でのこの指定介護予防支援事業所の位置づけということによろしいでしょうか。

○4番（柚木 喬議員） はい。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 指定介護予防支援事業所自体は要支援1、2の方のケアマネジメントをすることでございまして、地域包括ケアシステムを構築する中では、ケアマネジメントというのは非常に重要な地位を占めるわけでございます。そのケアマネジメントをするに当たっての質を高める必要はあるというふうには考えてございまして、ケア会議等を通じてこの指定介護予防支援事業者も含めて、ケア会議等によってそういうプランの質を高めていって、地域包括ケアシステムをよりよいものにするというふうを考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第64号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第65号「坂町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第65号「坂町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日から教育長が常勤の特別職となるため、特別職報酬等審議会条例に教育長を追加をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） これ、来年4月1日に適用するために事前につくるといふうに理解しておるんですが、教育委員長がもう少し任期があるから、その後までいふような話になるんだろうと思います。

ここでちょっと一点聞きたいのは、報酬審議会、これは例えばどの辺でどういう感じで、今、多分、報酬審議会機能してないんじゃないか思うんですが、この辺をちょっと教えていただきたい。どういう感じで設定して、いつごろからどうやっていくとか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

この報酬審議会条例を開催するに当たりましては、議員さん、町長、副町長の給料の額を条例改正しようとする場合に意見を聞くということでございます。直近では平成9年に開催した経緯がございます。この諮問は町部局のほうから委員会に意見を聞いて、委員会のほうから意見をお出しいただいたら、その案件の終了次第、解散ということになりますので、今現在のところは、委員さんの任命はございません。そういった運営となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっと確認の意味で、教育委員長の任期がいつまでだったから、いつごろするのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが、報酬審議会を開催するというのは。

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時06分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 教育委員長の任期でございますが、27年12月の中旬、ちょっと日にちが、今、正確には覚えておりません。

今回の法改正によって、委員長と現教育長が併存できるということでございまして、私が27年4月1日にいないという場合は、教育委員会のほうも新体制となるということでございます。現教育長の動向が起点になるということでございます。教育委員長の任期に左右されるものではございません。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 理解がちょっと違っとったようなんで、教育委員長が任期はあっても、これは関係ないと。教育長は多分3月エンドか、そこで新しく変われば、それで一本にしていくというような話ですか。そういうふうに理解すれば。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。



(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第65号「坂町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第10 議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第11 議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第66号から議案第67号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

二つの条例改正につきましては、平成26年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに平成26年10月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告の概要でございますが、民間における賃金水準を反映し、民間給与が国家公務員給与を平均1,090円上回ることとなったため、月例給については若年層に重点を置きながら0.3%引き上げるとともに、賞与についても民間が公務を上回

っているため、0.15カ月の引き上げを行うこととなっております。広島県人事委員会の勧告についても同様の内容となっております。

このことを踏まえ、当町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適切であると判断をいたしました。

議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございますが、特別職の期末手当の支給月額を、6月分については1.9カ月から1.975カ月に、12月分につきましては2.05カ月から2.125カ月に改正をいたすものでございます。

議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」でございますが、国家公務員と同様に、若年層に重点を置きながら給料表を0.3%引き上げるため、別表第1、行政職給料表のとおり改定をいたすものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、6月分と12月分ともに、一般職につきましては0.675カ月から0.75カ月に、再任用職員は0.325カ月から0.35カ月に引き上げるよう改定をいたしております。

次に、通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、通勤距離の区分に応じ100円から7,100円の幅で引き上げるよう改定をいたしております。

なお、以上の給与改定に伴う増額分につきましては、12月補正予算において計上させていただく予定といたしております。

また、改正は平成26年4月1日から適用することといたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第66号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第66号「特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第67号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 発議第3号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

出下議会運営委員長。

○7番（出下 孝議員） 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

発議第3号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御

説明をいたします。

経済状況が好転し、久しぶりのベースアップのなどで民間の給与、ボーナスの水準が上がり、このたび、人事院の給与勧告に並びに広島県人事委員会の給与勧告に準じて、議会の議員の期末手当の支給月数を6月、12月、それぞれ0.075カ月、年間で0.15カ月引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、本年4月1日から運用いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続いて、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第3号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時半といたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第68号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第68号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

現在、坂町国民健康保険では被保険者の出産に際し、経済的負担を軽減することを目的として出産育児一時金を39万円、産科医療補償制度に加入する医療機関等が出産をした場合には3万円を加算し、42万円を支給をいたしているところでございます。

このたび、国による産科医療補償制度の見直しにより、総支給額の42万円は維持し、出産育児一時金を40万4千円、産科医療補償制度分を1万6千円に改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） これらは坂町国民健康保険条例ということで、国の指針によりいうふうなあれがあったんですけど、坂町ということは、坂町で独自に設けるということはできるや否や、ちょっとそここのところをお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

健康保険法施行令で全ての保険者、国保に限らず被用者保険も含めて出産育児一時金の金額というのは決められております。それに上乘せということであれば、それはいわゆる福祉施策としての上乗せということは可能であると思います。その際、国保の被保険者だけということであれば、国保特会でその費用を出すということになると思いますけれども、この財源は保険料を充てるということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 冒頭に議長の報告の中で、議会のあれで、町長以下5名随行されまして日の出町というところへ行ってきた、ちょっと目からうろこみいたいのを感じた方もいらっしゃるんじゃないか思うんですが、そこらあたりで、町長も随行なさっておったんで、町長に、最近、ちょっと聞かなくなったんですけど、最初は、

小さくてもきらりと光るいうふうなのを結構多用されておったように記憶しておるんですが、日本一とまでいかななくても、広島県内で、おお、坂はやったのいうふうな感じで、日の出町さんがやはりそういったことで、坂町の場合、子育て支援いうことで、保険より後にもちょっと関係してくるんですけど、そういうふうな福祉的なもので、ハード面はいいにしても、ソフト面で、そういうふうなことで、ちょっときらりと光ってみようというふうなお考えはありやなしやでお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先般、議会の皆さんと東京都日の出町を研修に訪れたわけでありまして、私も日の出町の前町長の青木国太郎町長はよく存じておりまして、いろいろ日の出町のこういう福祉施策についての中身をしっかりと伺っておりますが、また、今般も研修の中で、今の橋本町長のほうからはそういうふうなことにも説明がございましたが、やはり日の出町と坂町とでは少し環境が違うんだというふうに思っております。日の出町は近隣のごみの対応ということで、それを一手に引き受けることによりまして、近隣の自治体から年間10億円の財源の措置をいただいております。やはりそれが今の福祉施策を充実させるための大きないわゆる財源要素となっておりますというふうに前町長からも聞いております。

そういう観点からしますと、我が町の中では、やることができればいいんですけども、やはり全体的な福祉施策ということ考えたときには、なかなかしたくてもできないという現状でございます。

御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） あんまりここで詳しく突っ込んだりしますと、このたび、一般質問にもちょっと関連したことで出させていただいておりますので、続きはそちらのほうでまたお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第68号「坂町国民健康保険条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14 議案第69号「坂町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第69号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱において、乳幼児等が出生した日における所属判定の基準日が、これまでの5月31日から6月1日に改正されたことに伴い改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○2番(主枝幸子議員) 基準日が5月31日から6月1日に変わることによって、何がどう変わるのでしょうか。

○議長(川本英輔議員) 高橋民生課長。

○民生課長(高橋蔦江君) 基準日が5月31日から6月1日に変わったことによる影響なんですけれども、現在、坂町乳幼児医療費の支給に当たっては所得制限を設けて

おります。

受給資格は誕生日から誕生日の前日までの1年で、その後、12歳までを更新をし、申請があったときに所得の確認を行うこととしております。

所得の確認に当たっては、前年の所得を確認することとしておりますが、1月1日から5月31日までに生まれたお子さんにつきましては、前年の所得の確定日が翌年の6月1日となっておりますことから、そこの6カ月の子供さんにつきましては、前々年の所得を確認することとなっております。

今回、改正が、その最終日が5月31日から6月1日になったということで、6月1日に確定する日に生まれたお子さんが、1日だけ確定する日をどうするかという問題が今までちょっと言われておりました関係で、6月1日のお子さんは前々年の所得を確認をするということになっております。

なお、今回の改正につきまして、6月1日に生まれたお子さんをちょっと調べてみたんですが、坂町内では、今現在、小学校6年生までで2名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第69号「坂町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。



したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第70号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第70号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員の給与改定及び人事異動による給与の調整をいたしたことにより、既定の予算総額に1億1,952万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億6,086万1千円といたすものでございます。

5ページの地方債補正では、社会福祉施設整備事業及び災害復旧事業を追加をいたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、11ページの国庫支出金、民生費国庫負担金では、生活保護費負担金1,095万1千円を追加計上をいたし、国庫補助金では、社会保障・税番号制度導入事業、年金生活者支援給付金支給準備事業及び都市再生整備計画事業をそれぞれ計上をいたしました。

県支出金、農林水産業費県補助金では、農地台帳システム整備事業240万円を計上いたしました。

12ページの諸収入、雑入では、宝くじまちの音楽会入場料194万円を計上いたし、町債、民生費では、小規模特別養護老人ホーム建設資金貸付事業を、また、災害復旧債では、上条火葬場線災害復旧事業をそれぞれ追加計上をいたしました。

次に、歳出で15ページの総務費、一般管理費では、地方公共団体情報システム機構への負担金を計上をいたし、財政管理費では、大規模事業基金積立金を計上をいたしました。

18ページの民生費、老人福祉費では、小規模特別養護老人ホーム建設事業貸付金1億円を計上いたし、19ページの生活保護費では、生活保護扶助費1,460万円を追加計上をいたしました。

21ページの農林水産業費、農業総務費では、農地台帳システム整備業務委託料260万円を計上いたしました。

23ページの土木費、公共下水道費では、下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金84万2千円を追加計上いたし、消防費、防災対策費では、防災対策検討委員会に係る費用を計上をいたしました。

25ページの教育費、中学校費では、各クラブ大会への補助金130万9千円を追加計上をいたしました。

27ページの災害復旧費では、上条火葬場線災害復旧工事130万円を計上をいたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 19ページの生活保護扶助費の件なのですが、この内容については説明で把握しておるんですが、来年度からセーフティーネット事業が始まるということですが、事業内容について説明をお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蕙江君） 今、御質問がありました平成27年度施行予定のセーフティーネットなのですが、これは生活困窮者自立支援法において、生活保護になるまでの対策として、就労支援等について生活困窮者からの相談、情報提供、助言をし、及び、居住確保支援等が実施される予定となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 先ほどの議案の中にも、職員の給与とか特別職とか議会のほうの関係もありまして、この予算の各項目に人件費の部分がありますよね。マイナスのところもあるんで、そこを差し引いたら、どれぐらいの人件費の増加とか、マイナスになるんかどうかわかりませんが、そこらの詳細をよろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

このたびの補正で人件費につきましては、職員の人事異動によります費目間の調整をさせていただいたりとか、あとは、先ほど議決いただきました給与等の増額等々にございまして補正いたしております。

このたびの給与等の増額につきましては、給与については概算100万円が増となっております。また、期末勤勉につきましては0.15か月増となったということで、約600万円の増を計上いたしております。

ただし、以前、9月の補正とかで人事異動で足りない部分があったときに、改めて先に増額させていただいたものもございまして、そういった部分については、もう既に整理がついております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 27ページ最後、上条火葬場線災害復旧工事、この内容をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

上条火葬場線といいまして、これは都市計画課のほうでふるさと自然の道で整備した道路でございまして、夏季の大雨によりまして、一部崩落箇所がありましたので、その箇所を修復する工事でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 上条火葬場線はいつ完成する予定で、今、進めているんですか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 上条火葬場線は町道に認定されておりまして、既にふるさと自然の道によりまして完成しておるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 25ページの各クラブ大会の補助金というのがあるんですけど、このたび、坂中学校が中国駅伝で優勝して全国大会に出るわけなんですけど、そういうところへの補助というものはこれには入ってないんですか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 先ほどのクラブ大会補助の中に、坂中学校が全国大会に行く分の補助が入っていますかということでお答えさせていただきます。

このたび、坂中学校の陸上競技部が全国大会に出場させていただくに当たり、シウ及び大会当日の経費として計上させていただいたのが今回の補正額です。よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっとその関連なんですけど、いわゆる各クラブ対抗いう項目、説明文があるんですが、かなり毎年130万円ぐらいなんですけど、今回、極端に累計で400万円ぐらいになるんですか。従来の130万円ぐらいの支援にプラスこの補正で、また130万円上がるんですか。200万円ぐらいが当初の予算で、それに今回130万円上がるんですけども、そういうようなことを認識してますか。知ってますか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） お答えします。

平成26年度予算として、各クラブ大会補助は210万円予算をつけさせていただいておりました。

このたびの全国大会のことを受けて、130万9千円補正予算として上げさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 21ページをお願いします。

農業費の中で、13番、委託料、農地台帳システム整備業務260万円で、下の15番の工事請負費、農地整備100万円、関連があるのかなと思うんですけど、ちょっとそこらの詳細を説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

委託料につきましては、農家台帳を整備することとしております。この農家台帳といますのは、平成26年4月に農地法が改正され、農地台帳を電子化するものでございまして、その業務として委託料260万円を計上しております。

また、工事請負につきましては、その農地台帳とは関係ないもので、現在あります

レクリエーション農園の一部を新たに代替施設として整備するための予算でございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 代替地、新しくつくるという意味なんですか。そこらのことを、例えばふやすとかいう意味も含めてあるんかなと思って。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） これは、現在、開設しておりますレクリエーション農園の一部を返還することから、新たな代替地として整備するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 今、ちょっとふやすんかどうかも聞いたんですけど、そこらも、言いかえりゃ面積が、今、何ぼあって、その返す部分と含めて新しく設けた場合には、どれぐらいになるとかいうことも説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回、返還する農地の中の区画が11区画ございます。新たに整備するところの面積が約300平米ございます。この中で今以上の施設が整備できるような考え方で区画を整備していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 収入のところと歳出のところ、宝くじまちの音楽会というのがあるんですが、入場料が194万円ということは、多分2千円でやると970人で、ほぼ完売じゃないかと思うんですけども、その中で負担金が97万円というふうになっておりますけども、これはそのほかに例えば開催にかかわる経費というか、差し引きすると大体100万円ぐらいのもうけとっちゃ悪いんじゃないか、収入があるわけなんですけど、この97万円以外に、それにかかわる部分の経費分というのは出てくるんですか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

同じく26ページの中に負担金が97万円載っておりますが、これは自治総合センターへの共催として2分の1をうちから支払うというものでございます。

それと、その町民交流センター費の中の職員手当と時間外、これは土曜日に開催い

たしますんで、職員の応援、支援に対する時間外、それと11番の需用費17万6千円、これは消耗品と食糧費ですが、消耗品につきましては花束等の費用、それと食糧費につきましては、ゲストとして来られる南こうせつさんとウー・ファンさんへのケータリング代いうんですか、ミネラルウォーターでありますとか、お菓子でありますとか、そういう経費と、地元出演をお願いしますコーラスグループの方及び坂中学校の生徒さんに対する軽食代等を食糧費として計上させていただいております。それが一応宝くじに係る経費ということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 22ページが一番下のほうの848万7千円のマイナスという金額について詳細をお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この県道坂小屋浦線道路事業県営工事の848万7千円の減額でございますが、これは当初、2億5千万円の事業費の負担金として1,666万7千円を考えておりました。この事業につきましては、この県道事業を所管している西部建設事務所管内で発生しました広島市の土砂災害に対応することから、これらの事業の未契約分につきましては次年度の執行となるため、現在、この県道事業につきましては、2億5千万円が1億2千万の事業費が確定したということから、この約848万7千円の減額が生じたものでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） ちょっと済みません。さっきの21ページの農地の整備の件でから、ちょっとやっぱり気になるんで、その11区画を今が返す形のことで、今度、300平方とかなんかいうのは、じゃあ何区画とるんかちょっと答えてないような形なんで、不完全燃焼なんでから、そこを教えてください。

もう一つ、坂と小屋浦地区にはそういうレクリエーション農園がありますけど、横浜地域にはないんです。そこらを本当はつくってほしいんですけど、そこらに対する考え方も、ついでですから答えていただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在、計画しております300平米の用地がございまして、それをこれまで貸し付けしておる区画から言いますと、11から12区画は確

保できるかなというような面積でございます。

そうは言いながら、敷地の工夫をしながら、少しでも多くの区画を確保していきたいようなことで考えております。

また、横浜地区のレクリエーション農園でございますが、このレクリエーション農園につきましては、あくまで農地を所有されておる方が、そういったレクリエーション農園での運用で貸し付けを希望しておられる方、また、そのレクリエーション農園としての適地等を考慮して、これまでもいいところがあれば、そういうふうに運用していきたいというのは、坂、横浜、小屋浦地区、全てそういう同じような考え方でございます。そういった農地がございましたら、また紹介していただき、そういったところで新たな開園ができるようなものであれば取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） そのこの坂のレクリエーション農園を、実は横の人が借りとる部分もあるんです。だから車で行って、借りとって使いよるわけです。今はちょっと病気になっちゃったからやめとるかもわからんですけど、そういう経過があるんで、横にもつくってほしいなど。

それと、今の場所の情報があったらというのは、もちろんあるんで、またこれは個別に行かせてもらいますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○9番（折出直幸議員） お願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） そういった場所を御紹介していただけるのであれば、紹介していただき、検討していきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 14ページに特別職報酬等審議会委員の予算が組まれとるんですが、この審議会のメンバーとかいうのは、どんな方を声をかけてやられるんかというのと、公募はされるのかなというのがちょっと気になるんですが、どういうふうに考えとってですか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

メンバーにつきましては、これから人選をさせていただき予定といたしております。  
また、町内の各種団体の会長様とか、あとは学識経験者等の皆様を考えております。  
そういったところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 公募というのは考えてないということですか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えいたします。

そういった公募も含めて人選のほうを考えて、今後、進めてまいりたいと考えております。

○町長（吉田隆行君） できるわけないんやろ。

○11番（中 雅洋議員） できるわけないいうて。

○総務課長（中村政愛君） 今回は公募は考えておらんこととさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 審議会でから、人数は何人と決まってるんですか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

条例で10人以内というふうに規定がされておりますので、それに基づいて進めてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと同じページの15ページの下のほうにあります地方公共団体情報システム機構98万1千円というのが新しく顔を出したわけで、内容を説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

これは歳入との関係がございますので、また後で御説明いたします。

これにつきましては、社会保障・税番号システムの整備費補助金でございます。これにつきましては、各市町特に国とを結ぶネットワークの中で、中間サーバーを設立



する必要がございます。地方公共団体情報システム機構といった団体が中間サーバーを設立いたします。それにつきまして、坂町がその設立の負担金98万円余りを支出するものです。

さらにつけ加えますと、11ページの国庫補助金の中に総務管理費補助金ということで98万1千円の同額の国庫補助金がございます、結果、10分の10の補助金で、坂町の持ち出しはないということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっとやっぱり気になるんで、さっき、町長がこういうのに公募はふさわしくないんだらうというような意見を言われよったんですが、その辺の考え方をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この審議会の委員さんというのは、あくまでも特別職なら特別職の方の身分にかかわることを審議をしてもらわなければならないというふうには、ある程度、一般的な判断ができる方ではないかというふうに私は思っております。公募となりますと、極端な話、自分のエゴが審議会へ出るような方は、なかなか委員には向かないんじゃないかというふうな思いもしております、やはり身分に係ることは、そういう良識のある方をこちらのほうである程度ピックアップをさせていただいてお願いするのが、私は本来あるべき姿かなというふうな思いでああいう発言をいたしました。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 公募というと、逆に一般的に余り住民に密着してないような感じで、外から冷静に判断できるというメリットもあるような気がするんです。10人の中に一人、二人、結果的には多数決で処理されるんだらうから、そういった、要は有識者でも、余りいつものメンバーにこだわらずにいうのが、この公募のいいところじゃないかと思うんです。その意見も聞きながらまとめていくというふうに、私、ちょっと思うんですけど、やっぱり難しいですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 例えばその他の委員会等では、当然公募もいたしております。いろいろな意見を聞かにゃいけないものについてはいたしておりますけれども、ただ、

先ほど申しましたように、人の身分にかかわる問題につきましては、やはりある程度の良識の判断で一応審議会へかけるわけでありまして、それをしっかり判断してもらうと同時に、人選をするにいたしましても、ほいじゃあ都合のいい人だけを人選するというようなことではないというふうに私は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第70号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩したいと思います。

再開は、午後1時といたします。

（休憩 午後 0時10分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第71号「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第71号「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では一般会計繰入金、歳出では職員の給与の改定等による総務管理費の追加計上を行うもので、既定の予算総額に84万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,979万6千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金84万2千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、一般管理費需用費の修繕料20万円は、坂町内マンホールポンプ場の経年による消耗品の修繕に伴う増額で、試算の上、計上をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第71号「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 選挙第1号「坂町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

坂町選挙管理委員会委員には、細川 健君、沖本信行君、慶徳 均君、渡部浩司君。  
同補充員には、縫部富士夫君、林 邦男君、河崎アサコ君、重森和美君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、坂町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、坂町管理委員会委員に、細川 健君、沖本信行君、慶徳 均君、渡部浩司君。

同補充員に、縫部富士夫君、林 邦男君、河崎アサコ君、重森和美君。

以上の方が当選されました。

なお、選挙結果の報告については、坂町議会会議規則第33条の2項の規定により、閉会后、直ちに当選人に当選の旨を告知することといたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時05分）

（再開 午後 1時07分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 先ほど、配付いたしました坂町議会議員定数条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

これより、追加日程第1 発議第4号「坂町議会議員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 坂町議員の定数削減する提案理由を申し述べます。

町民の生活環境は保険税や消費税、高齢者の増加など、社会保障費の増加、国の借金のつけは若者世代に回り、人口減少や少子化で、今後、次世代の若者に大変厳しいものがあります。

そのため、坂町は常に行財政改革に取り組んでおられます。坂町議会も町民の福祉の向上をモットーに、規律を重んじ、町民代表として坂町の将来を見据えた施策に積極的に取り組んでおります。

平成27年4月に坂町議会議員選挙がありますが、坂町議会はこれまでも少数精鋭に取り組んでいて、常に議会改革を推進してきております。

そこで、来年の議員選挙から議員を1名削減しても、議会運営、議会活動、議員活動には支障はないものと考えられますので、議員定数を12名から11名に削減するよう提案するものです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 続いて、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 反対の立場で発言します。

全員協議会において議員定数の協議が行われ、継続審議となっていました。協議場での自身の判断が正しかったのか確認もあり、議員報酬、定数のセミナーへ勉強へ行きました。

定数減少に係る監視機能への影響や、議会議員が住民の声を反映するものである以上、定数削減ということは、住民の意見の種類も減少されるということであり、現在の定数でも各委員会などの委員長を兼任せざるを得ない状態であり、複数兼任すべきでないとの声も出ていたにもかかわらず、削減との声を上げられるのは理解できません。

議会で適正な個数を長いスパンで協議すべきであり、学識経験者の意見も交えた協議が必要であると考えます。

以上のことを踏まえた上で反対します。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 賛成の立場で討論いたします。

私、4年間の議員経験の中で感ずることは、町民から議員が動いてないということ、私を指摘されるし感ずることがあります。町民に伝えるためには、議員数は1名減とし、経費削減をし、同時に議員はおのこの質を上げるべきであると思います。よって、私はこの議案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 反対討論を言います。

議員の役割で大切なのは、町民のさまざまな意見や要望を町政に反映し、議員が得意とする分野の知識や経験などを生かし、町民の代表として積極的に町民の声を届けるためにも、一人でも多くの議員で知恵を出して問題解決に当たることです。

もう一つは、議員の役割の一つは、行政を進める仕事のチェックをする役割です。

そのためにも多数の目でチェックすることが大切と考え、議員削減に反対します。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） それでは、賛成討論を行います。

過去の選挙で議員定数が14人から12人に2名削減した状態で2期議会運営が行われてきました。その間、議会運営で支障が生じたとの記憶は全くありません。また、1人減の11人となった場合の採決で、万一、賛成5、反対5の同数となった場合でも、議長決裁で議決可能であり、議会運営に何ら支障ないことから賛成いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 反対を述べます。

先ほども反対意見にありましたように、現在、この問題につきましては、全員協議会で継続審議というふうになっておる中でございます。先月のセミナーに行きまして、この議員定数と議員報酬の問題について勉強してきました。

坂町の場合、議員定数が18から12に削減ということで、現在、広島県でも一番少ない人数です。その上が、今度、14人で、大崎上島とか神石高原町ということなのですが、今でも最少の人数という中で、先ほど議会運営にも支障がないというような話があったんですけども、今、2常任委員会制をとつとる中で、運営委員会の人数というものは余り少数になってくると、やはり一部の意見の独断ということもございますので、ある程度の人数を確保する必要があるというふうに考えております。それからしますと、現在、12人で6人、6人というようなことでございます。そういった委員活動のいわゆる正常化、それから先ほどの話の中でも、行政の監視機能ということからしますと、やはり現状でいくのがいいのではないかというふうに考えております。人数を削減することによって経費削減ということがあるんですが、より効果的な議会運営を、今の現状で満足するんでなくて、さらにレベルアップを図ることが当然ではございます。そうした中で、今後とも、議会改革をやっていく中で、議員定数と議員報酬については、もう少し徹底した議論を図って決めていく必要があるんじゃないかと思っております。それで反対いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 賛成討論を行います。

坂町議会議員の定数12人から1名削減し、11名とすることに賛成いたします。

その理由は三点あります。

まず一点目、町民の意見にはもう議員定数を削減すべきではないという意見もあります。また、もっと議員の数を減らせという意見もあります。こうした意見を受けて、私は減らすほうが多いかなというふうに整理し、今回、判断いたしました。

二点目、5年、10年、20年後を見据え、議員の身分の保障、身分の向上、これを図っていくために、報酬アップにつなげていくためのステップとしていくべきだと考えます。まだまだ少数精鋭で改革された議会運営を目指していくべきだと思います。

三点目、1名削減により議員の負担が大きくなりますが、その分、議員報酬アップにつなげ、より生活給に近い、少なくとも月額30万円以上として、意欲のある若い優秀な人材が手を挙げてくれるような魅力ある議員像、これを目指していくべきだと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 反対意見として申し上げます。

12月2日の全員協議会で、次回の協議事項として、12月17日に臨時全協を開くことまで決定したはずであります。それが今になって議員発議として提出することに対し疑問を覚えます。提出するのは自由ではあるが、議会人としてのモラルを持ち合わせているとは思えません。議員の削減は我々だけの問題ではありません。なぜかといえば、未来の議員になられる方、また、来期改選時に出馬される方にハードルが高くなるはず。定数を削減するのはいつでもできる。だが、一度削減すれば二度と増員は難しくなるはず。まだまだ時間をかけて論議していくほうがよいと考える。

他町によれば、1年か2年協議しておるところがたくさんあります。今後、改選までまだ4カ月あります。議員の一人一人が自覚を持って議員活動に励み職責を全うすれば、町民の方はわかってくれるはずですよ。それがなければ、何人削減しても同じはずですよ。それで私は反対をいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。



○10番（大田直樹議員） 反対討論を行います。

反対の方々の意見がある程度出ました。私も先日、愛知県の方へ政務活動費いうことで、富山町というところへ9名の議員と行ってまいりました。その中で、12名から10名に削減した、そういうふうな結果だけを捉えて、坂町も多いのではないかというふうなことが発案者から聞かされました。その発案者の方々が政策集団として議論をなされてきたんならいざ知らず、そういったこともなされず、ただ12分の1名で議員発議ができる、そういったことで、急遽、集めて議員発議をされる議員発議の乱用に近いような形での発議に疑問を覚えるところではありますが、やはり皆さん、反対討論をなさってる方が一様にして言うのは、みんなで全員協議会で話し合っ、そして継続審議にもかかわらず、こういう形で出されたことに対してちょっと憤りを覚えるものであります。やはりみんなでこれらは話し合っ、決めるべきだと思、ここに私も反対するものであります。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） それでは、討論なし、と認めます。

これより、発議第4号「坂町議会議員定数条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（川本英輔議員） 挙手少数です。

したがって、発議第4号「坂町議会議員定数条例の一部改正について」は反対多数で否決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、あす12月5日、午前10時とします。

御苦労さまでございました。

○議会事務局長（大島英司君） 御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（延会 午後1時23分）